

《長崎新聞 平成27年1月26日朝刊より転載》

【質問】医療費控除について教えてください。
 (60歳、会社員男性)

医療費控除

【回答】所得税を計算するときに、税負担を軽減するために年間所得から差し引くことができるものが15種類あります。これを「所得控除」といい、「医療費控除」もその一つです。

医療費控除は、あなたやあなたと生計を一にする配偶者や家族がその年(1月1日～12月31日)に支払った医療費が10万円(その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額



費から差し引きします。対象となるのは診察や薬代など治療のためにかかった

年支出10万円から適応

等(5%)を超える場合に申告できます。会社員も確定申告することで適応を受けることができます。

ただし、生命保険や医療保険などから支給される入院費給付金や、健康保険などで支給される高額療養費、家族療養費、出産育児一時金などは支払った医療

保険で受けた介護サービスの自己負担分も対象です。医療機関で支払った以外にも、風邪や胃痛などのときのために薬局で買った薬も対象となります。

た医療費です。複数の医療機関で支払った医療費も合算できます。保険診療だけでなく、健康保険が使えない出産費用や自由診療の高額な歯科治療費も適応となります。また、入院や通院に使った交通費も原則として公共交通機関の運賃であれば対象となります。介護

ものは対象外です。健康診断の費用は原則として対象になりません。医療費控除は医療費を実際に払った人が申告します。生計が一緒の家族のために支払った医療費も合わせて申告できます。

申告の際には医療費の領収書を添付、提示する必要があります。

家族分を合算、交通費も

がありますので、領収書は大切に保管してください。紛失した場合は、医療機関の窓口で再発行をお願いするか、1年間の診療総額を記載してある領収書を発行してもらったことでもできます。領収書のない交通費については、きちんと説明できるものであれば家計簿の写しなどでも構いません。医療費控除でいくら戻ってくるかは特定の計算式で計算されますので、医療機関では分かりません。税理士に相談するか、インターネットで調べて計算してください。課税対象所得が下がると、次年度の住民税が下がるというメリットもあります。2月16日から始まる確定申告の前に計算してみるといいでしょう。(県医師会)

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。